

～被害者と共に考え、共に歩む～

vol.28

支援センターだより



「犯罪被害者週間」特集



「犯罪被害者週間」・「年末の交通安全県民運動」に合わせて、県内各地で犯罪被害者支援の広報啓発活動を実施しました。広報活動を通して、多くの県民の皆様には被害者支援の重要性、被害者(遺族)の実情を理解していただけたかと思えます。

今回は、11月28日(土)に静岡県男女共同参画センター「あざれあ」大ホールで開催されました「平成21年度犯罪被害者等支援講演会inしずおか」の中から基調講演の内容を主に紹介させていただきます。

静岡県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体
NPO法人(特定非営利活動法人)
静岡犯罪被害者支援センター



電話相談

054-209-5533

受付時間：10時00分～16時00分

(土・日・祝日・年末年始を除く)

平成21年度 犯罪被害者等支援講演会inしずおか

11月28日(土) 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」において、静岡県を始め静岡市、静岡県警察、法テラス静岡、静岡県被害者支援連絡協議会の協力を得て、盛大に開催されました。

また、本年度は“赤い羽根”共同募金の助成も受けまして、多くの県民の皆様へ被害者支援への理解と協力を呼び掛けることができましたことを、心から感謝申し上げます。

プログラム

- (1) 開会式
黙祷
主催挨拶(静岡犯罪被害者支援センター 松井理事長)
来賓紹介、来賓挨拶(静岡地方検察庁 北村検事正)
- (2) 表彰式
- (3) 第1部講演会
- (4) 第2部演奏会
静岡市立長田西中学校吹奏楽部・静岡県警察音楽隊
- (5) 閉会挨拶(静岡犯罪被害者支援センター 白井副理事長)

平成21年度
犯罪被害者等支援講演会
in しずおか

日時 平成21年11月28日(土)
開会 13:00 閉会 13:30~16:00

会場 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」6階大ホール

■ 講演会
「被害者家族としてフランスの陪審員裁判に参加して」
フランスにおける女性被害者事件被害者支援 藤生好明・西江 夫樹 (写真提供)

■ 演奏会
★静岡県警察音楽隊
★静岡市立長田西中学校

申込み方法 静岡市コールセンター
054-200-4894 (受付時間 9:00~21:00 年中無休)

主催 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター
静岡県/静岡市/静岡県警察

協賛 日本赤十字社静岡センター・静岡地方検察庁(法テラス)
静岡県被害者支援連絡協議会

アクセス



「被害者家族としてフランスの陪審員裁判に参加して」

フランスにおける女性殺害事件被害者遺族 藤生君江・久保田直子

ただいまお話がありました藤生朱美の母親でございます。今日は本当にありがとうございます。どうぞよろしく願いいたします。

そして、ご紹介いただきました長女の久保田直子です。よろしく願いいたします。

本来、父が皆様にお話をいただく機会をいただき、元気ではありますが、この場にはちょっと来れないということで、父が用意した原稿を私の方から代読でご紹介させていただきながら、ご説明させていただきたいと思っております。

（久保田直子氏・父 好則氏の原稿代読）

☆事件・裁判のあらすじ

国家公務員一種職員として文部科学省に採用され1994年から、ユネスコ本部（パリ）に出向していた私たちの三女藤生朱美（当時25歳）が1995年10月9日パリの自宅アパートで殺害された。両親姉妹がパリ法医学研究所で朱美の冷凍された遺体と隣の部屋からガラス越しに対面した。

アパートの管理人の甥T（当時24歳）が犯行を自白し逮捕され、10月23日遺体を引き取り、荼毘にふして遺灰（骨）を持って日本に帰り、葬儀を行った。

刑事裁判と民事裁判を合わせて行う「付帯私訴」の原告としてフランスの裁判に参加し、両親とも意見陳述をした。

フランスでは殺人は重罪裁判として裁判官と陪（参）審員が公判を行う。法廷で被害者・家族は弁護士を伴って検事と並んで被告と対峙し、刑事裁判で意見を述べたり被告らに質問もできる。

事件当時、重罪裁判は一回で結審するこ

とになっていたがその後、別の裁判所でもう一回裁判ができることに法律が改正された。

下記の四回の裁判に参加するため、1997年11月から2004年2月まであしかけ8年、家族は渡仏を余儀なくされた。



公判裁判

I. 1997年11月13、14日 パリ重罪院：

単独犯として審理し、判決直前に被疑者Tから「共犯Rがいる」との新供述があり、補充捜査のため、審議を打ち切り閉廷して公判が延期された。

II. 2003年 1月10、13、14日 パリ重罪院：

再捜査の上裁判官や陪審員も変わり審議を再開し、主犯格RとTが被疑者とされたがTは犯行を否認した。判決はR10年、T7年の禁固刑となった。

III. 2004年 2月3、4、5、6日 クレティユ重罪裁判所：

Rが控訴し、別地域の重罪裁判所で裁判官や陪審員と検事も変わり公判が開かれた。Rは証拠不十分で無罪、Tは10年の禁固刑の最終判決

があった。

IV. 2003年 9月23日 パリ少年裁判所：

管理人の娘A (15歳) 朱美の物品の窃盗罪で執行猶予付き1年 (実刑2ヶ月) と罰金刑であった。

☆死亡の知らせ

10月12日 9時頃文部省から「フランスの朱美が自分の部屋で刃物で刺されて死亡したので、すぐ文部省に来て欲しい。」と出張先の山形市で知らされた。妻と三人の娘たちが文部省国際局長室に揃ったのは午後3時過ぎだった。

そこで文部省から「アパートの自室での私的な事件で、公務中でないので国では関与できない。藤生家で対応して欲しい。」と告げられた。上級国家公務員に誇りを持って必死で頑張っていた朱美を思うとこの言葉には、血の気の引く思いであったが、ともかく早く日本に連れて帰るしかないとの思いで、明朝家族5人がパリに飛んだ。

この公務災害非該当の通告は外国での出来事でもあり、遺体の引き渡し許可交渉と帰国までの10日間に始まるあしかけ10年の裁判は家族にとって、精神的・経済的負担に加えて国の国際活動の犠牲にされた思いをぬぐい去ることができない。朱美の同僚として親身に私たちを案じてくれる国家公務員の方々と規定を盾に公務災害非該当と切り捨てる組織体日本国・文部省のやり方に複雑な思いが交錯するのだ。

裁判に参加して分かったことは、個人の努力では防ぎようのない、まして外国人の朱美には想像も及ばないフランス社会の背景があった。ハシッシュを吸い麻薬取引や窃盗癖のある無職の青年たちが管理人家族として二重三重の安全アパート内に潜り込んでいたのだ。

アパート駐車場の朱美の自家用車が誰かに使用されていることに気づき、警察に届けたその夜に朱美は殺害された。彼らが合い鍵を

作り夜間乗り回していた。

☆遺体と対面、引き取り

現地時間10月13日 (金) 17時過ぎパリに到着、在フランス日本国大使館に直行、大使館やユネスコ日本代表部の関係者10名余の紹介と説明を受ける。パリ法医学研究所にいる朱美の遺体との対面は時間外のためできなかった。

翌10月14日 (土) 10時頃、日本から同行した大島文部省国際協力官と大使館やユネスコ日本代表部関係者らと家族五人がパリ法医学研究所でガラスで隔てられた隣の部屋から、白布に包まれた凍結遺体の朱美を確認した。朱美に触れることもかなわず、同じパリにいなながらその後の対面はできず、まして遺体の引き渡しも認められなかった。

Tが逮捕され、10月23日遺体を引き取り、宗教儀式なしに荼毘に付し、ユネスコ主催のお別れ会で関係者や知人の献花を受け、遺灰 (骨) を抱いて帰国し、浜松で葬儀・納骨を済ませ、京都の浄土宗本山知恩院にも分骨をした。フランスに魂を残さず、日本に連れて帰りたい気持ちが強かったのだ。

☆ユネスコ本部

退職手続きやお別れ会、封印されていたアパートの遺品や自家用車、預金等々の処理では大島文部省国際協力官と義本ユネスコ日本代表部書記官の立会でUNESCOに出向き担当のブロンディ女史と何回か話し合った。

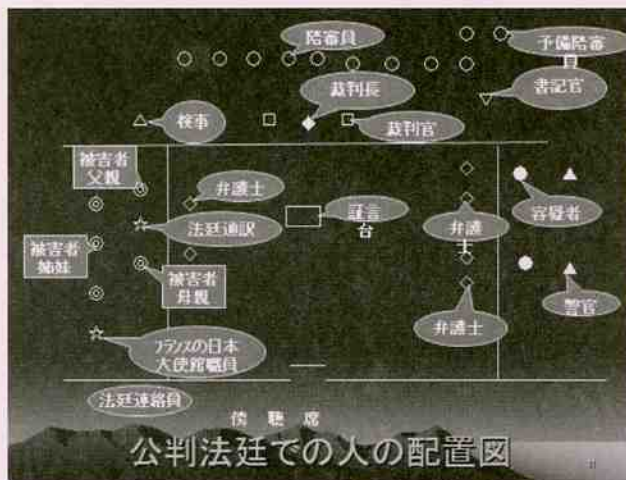
マイヨールUNESCO事務局長のお悔やみの接見は夫婦二人だけで娘たちや大島文部省国際協力官も同行を許されなかったが日本派遣の田中信明UNESCO事務次長と広瀬UNESCO人事部長が同席されたので助かった。



☆フランスの裁判制度と付帯私訴

フランスでは重罪裁判、軽罪裁判、少年裁判があり、予審判事が捜査を指揮し法院検事長、軽罪裁判所長、少年裁判所長に書類送検命令が送付される。殺人は控訴院弾劾部の法廷を経て重罪裁判として裁判官と陪（参）審員が公判を行う。

付帯私訴は刑事裁判と民事裁判を合わせて行う制度で、被害者の意思で選択する。付帯私訴裁判が普通で私たちもそれを選択し、法廷で付帯私訴原告として弁護士を伴って検事



と並んで被告と対峙し、刑事裁判で意見を述べたり被告らに質問もできる。通訳は法廷通訳の中から私たちが選任して裁判所が雇い上げてくれる。刑事裁判の判決に引き続いて陪（参）審員が退席して損害賠償額の判決が裁

判長から言い渡される。合理的で被害者には有難い制度である。

事件当時、重罪裁判は一回で結審することになっていたがその後、別の裁判所でもう一回裁判ができることに法律が改正され、パリ重罪裁判所で主犯として判決を受けた被疑者がクレティユ重罪裁判所では証拠不十分で無罪になった。

☆フランス在住弁護士との交信

フランスでの裁判の弁護をお願いした日仏両国の弁護士資格を持つ在仏日本人橋本明弁護士から、取り調べの進行状況や予審記録などが適宜FAXで送られて来た。橋本弁護士事務所が藤生好則の代理人として関係資料を閲覧するなどし、翻訳解説して頂いた。

被害者の裁判などの刑事手続き参加は単に公判だけでなく、事件に係る事前の情報提供が重要であることを知らされた。二三の例を紹介する。

*予審判事の取り調べ

被疑者の供述内容の翻訳の送信があり、それに対する当方の疑問点や意見17項目を弁護士に送った。例えば供述内容の盗品目録と遺留品との照合で、朱美の真珠のネックレスやエルメスの時計がないなど、家族だけが知っていることを通報した。

事件捜査から裁判・判決のフロー

予審判事の指名

- ・捜査、取り調べ
- ・警察を指揮
- ・法医学研究所、鑑識など

⇒ 法院検事長 ⇒ 控訴院弾劾部 ⇒ 重罪裁判所 ⇒ 控訴 ⇒ 重罪裁判所
 付帯私訴裁判 付帯私訴裁判

⇒ 軽罪裁判所

⇒ 少年裁判所

注：予審判事が重罪裁判所 軽罪裁判所 少年裁判所などの公判裁判所のうちの公判裁判所で審理を開始するかを決める。

*予審判事から検事長・軽罪裁判所・少年裁判所への書類送検

書類送検命令の抄訳（内容翻訳）の送信があり、被疑者N拘留中、R・Aの2人は窃盗罪でそれぞれ軽罪・少年裁判所に送検された。

*控訴院弾劾部の法廷

「精神的に異常な傾向がある、釈放して心理・精神治療を受けさせるべき」、と控訴院弾劾部の法廷で被疑者弁護士が釈放を主張、控訴院弾劾部判決は責任能力を認め、留置場にどめ置くことを決め、重罪裁判所行きとなる。

☆フランスの裁判あれこれ

*写真の持ち込み回覧や自前通訳の付帯私訴被害者席への同席が即時許可になった。

一回目の裁判ではフランス国雇い上げの藤生家の付帯私訴原告専任の法廷通訳は若い女性で、日本へ行った事はないと言う人で、5時になったら裁判が続いているのに帰ってしまった。

二回目からは在仏のただ一人の日本人法廷通訳の前野寿邦氏を指名してお願いした。

朱美の姉妹三人も両親と一緒に付帯私訴原告に座れるか聞いたところ姉妹は当然入れると言う。前列に橋本・生田弁護士・好則・法廷通訳・君江が並び、後の一段高い席に姉妹が座ったが法廷通訳の声は聞こえない。急遽、フランス在駐日本大使館の日本人職員草間女史の入席を希望したところ、即刻許可になった。

草間女史の通訳を3人が速記した記録が、後の2回の記録と合わせて、遺族や文部省などの、関係者の資料として重要な意味を持つことになる。

もう一つ、朱美の写真の持ち込み



が許可され、陪審員等への閲覧を裁判長から勧められた。遺族の満足感のみならず、陪審員の朱美への理解に役立ったと思っている。その写真は彼女の成人式での和服姿の記念写真であった。和服への珍しさも手伝って、陪審員の感心は高かった。

こうしたフランスのリベラルな対応は、東洋人への差別を懸念していた私たちには裁判への期待を抱かせる出来事であった。

*深夜に及ぶ審議と裁判長の審議指揮

審議の進行は裁判長の采配で行われ、休憩や昼食も審議の成り行きで二～三時間遅れるし、その日の閉廷時間も午後10時を過ぎるのは珍しくない。

*陪（参）審員の態度に感銘

選挙人名簿からランダムに選ばれた一般市民10数人が裁判の初日に法廷に来ていて、一人ずつ起立し被疑者が拒否した人を除いて陪審員9人補欠2人が選任される。

連日の長時間の審議にもかかわらず、陪審員の誠意と責任感に遺族として感銘を受けたし、危惧していた外国人に対する差別も感じられなかった。

*フランスでは刑罰が一番重くて終身刑であり、死刑はない。服役中問題がなければ、刑期の半分かくらいで保釈されることがほとんどで、服役中の労働義務はなく、希望者のみが労働する。

Tは判決後その場で拘留されたが、4年すでに服役しているので、すぐに仮保釈の手続きをすることができる。

*初動捜査の失敗と証拠の欠如

麻薬売買の一味がセキュリティ完備アパートの管理人家族として入り込み、仲間とハシッシを吸い窃盗や車のキーを複製して無断で乗り回す、職を持たない青年達。Tの単独犯行の自供に飛びついた思い込み捜査と巧妙な証拠隠滅が裁判を長引かせ、共犯の決め手を掴めなかった。

*三回目公判では事件を説明するビデオが法廷内に放映された。「配役は人物を想定した体型を選んだ。凄惨な写真や場面があるので見たくない人は退席するように」とのアナウンスがあった。ショッキング過ぎて姉妹や母親はとても見ていられなかったし、傍聴席からも悲鳴が聞こえた。単独犯を決めつけたストーリーは恣意的で陪審員への説明資料としては不相当と思われた。

*二回目と三回目の公判裁判の経験から、陪（参）審員裁判でも裁判長の指揮や考え方が公判の進行や判決に影響し、人が人を裁く裁判の限界を知らされた。

*Rの冤罪を主張する応援弁護士が加わり、三回目の裁判では裁判長の尋問の不手際からTが公判二日目に自殺未遂を起こし公判が一日休廷した。

「裁判長が自分のことを理解してくれない・・・」と睡眠薬を多量に飲んだが命に別状はなかったが、その後裁判所のトイレで掃除用の洗剤を飲んだとのことである。

*1997年の裁判中断から5年余待たされたフランスへの不信感は二回目の裁判で払拭された。裁判長の私たちや被疑者に対する公平で慈愛に満ちた公判指揮に感服し、陪（参）審員の誠意と予審判事の事件究明へのご苦勞にも感心した。私たちが危ぶんでいた東洋人の小娘への差別意識はみじんも感じない、さすが国際大国フランスの裁判と脱帽した。

これに引き変え2004年のクレティユ重罪裁判は人が裁く裁判の現実を見せつけられた思いを深くした。

*犯罪被害者の刑事手続きへの参加は事件発生 捜査 控訴 裁判

*国際事故の難しさと在外公館職員のご苦勞に感謝。

*損害賠償判決は私たちには絵に描いた餅だった。

生計を別にしている家族の遺失損害請求の

権利は認められなかったが遺体引き取りや裁判での渡仏経費などの実質経費は民事判決でTと両親姉妹3人に藤生家族5人に損害賠償の支払いを命じた。

Tらに支払い能力がないことからフランスの法律に基づきパリ大審裁判所犯罪被害者の損害賠償委員会に犯罪により受けた損害賠償金額を請求した。しかし家族がフランス在住者でないことから被害者損害賠償の対象に該当せず却下された。

*私たちは最終判決に拘わらず、フランスの8年の裁判をやり遂げたことで「やれるだけのことはやった」と朱美に言える思いがある。それは警察 司法 弁護士 被疑者 陪審員被害者等々数えきれない人たちが文字どおり面と向かって戦いきった。犯人たちも何の得もなかったはずだ。10年の歳月と証拠欠如はこれ以上の進展はないし、朱美は生き返っては来ない。

【そして、七回忌法要及び十三回忌の年の盆に父が読んだ短歌三首を母から詠んでもらいます。】（久保田直子氏）

湯上りの幼拭くごと 妻は娘の墓石拭いおり
夏日の中で

外つ国で殺せし娘の帰国待らいるか
涙と超えた痴呆の果てに

異国の地 殺せ娘の霊いずこ
迎え火とたく七十路の妻

（藤生君江氏）

私は朱美の母親です。ただ今話をした好則の七十路の妻でもあります。

今身に着けているこのブローチは朱美の「遺品」

です。フランスでの裁判に出廷するとき、このブローチはいつも身に着け、また「ここ一番」という大事なときは、身に着けています。本日も身につけてきました。このブローチから「お母さんががんばって!!」という声が聞こえてきます。

死後14年経った今でも、突然胸が締め付けられ涙が溢れ、ときには運転もままならぬことがあります。このようなことは死ぬまで変わらないことでしょう。



三女の朱美は、1994年10月からアソシエートエキスパートという立場で、文部省からパリ本部のユネスコに派遣されていました。発展途上国の女性をはじめ多くの若者を貧困や失業から脱出させるための職業技術教育国際事業(UNEVOC)を担当していました。

私は、看護師として病院勤務、静岡県保健師として保健所勤務をしました。その後40年間、静岡厚生保育専門学校を皮切りに静岡県立短期大学看護学科や聖隷クリストファー看護大学教授を経て、72歳の今岐阜医療看護大学で看護師、保健師の教育の現場で働いています。いわば職業技術教育に携わってきた訳であります。今不景気のせいでしょうか、看護職の志望者は増加しております。私も不景気の時代に職業を身に着けるべくこの資格を取得したのです。お陰で4人の娘たちを一人前に育てることができました。

看護職を継ぐものはありませんでしたが、朱美とは「職業技術教育」という「絆」で結ばれており私は誇りに思っております。



私ども夫婦も1995年7,8月に10日間、フランスに旅行し、朱美の運転で名所旧跡、美術館を案内され、仕事の話も聞き、もう親の手からも離れて一人前の社会人になったと話していた矢先の出来事でありました。死後2年経って行われた最初の裁判を取材した中日新聞フランス特派員の白田氏の特派員報告は次のように記事を送っています。

*無念朱美さんの死と題し

二年前の10月、ユネスコに派遣されていた文部省職員藤生朱美さん＝当時(25)＝がパリの自宅で殺された強盗殺人事件の評決が今月14日、パリ重罪院で下される予定だった。ところが単独犯行を認めていたT被告(28)は論告求刑直前になって「共犯がいる」と言い出した。傍聴席の被告の仲間は「うそだ!」。だが、裁判長は補充捜査を命令。公判と評決は延期された。法廷には日本から駆けつけた遺族の姿があった。思わぬ展開に皆、顔をこわばらせている。被告は、朱美さんが住むアパートの管理人のおいだった。管理人は自分の代理人として被告を朱美さんに紹介している。信頼関係を悪用した事件である。しかも、朱美さんはユネスコで職業技術教育を担当し、一人でも多くの若者が貧困や失業から脱出

することを願っていた。拘置中に初めて読み書きを覚えた被告など、まさに彼女の仕事の対象とする一人だった。皮肉な巡り合わせというには、あまりにむごい。たった二日裁判を傍聴した者でも、朱美さんの無念を思う。

パリ (臼田信行)

この歳まで「職業教育」に携わっていることは、「朱美の分まで私でも出来るだけのことはしたい」という思いがあるからです。

最後に、わたしども夫婦への朱美の遺言だと思っていることをお話します。

夫は

湯上りの幼拭くごと

妻は娘の墓石拭いおり夏日の中で

と詠みましたが、事件の僅か2ヶ月前、フランスのアパートの狭い湯船に一緒にはいり、背中を洗ってもらった時、恥ずかしげに微笑をうかべながら、「お父さんの背中も洗ってあげるといいね」とポツンと言ったのです。

当時いらいらして怒りっぽかった私をみて、「もっとお父さんに優しくしてあげて、もっと仲良くして」ということを言ったのだと思います。

お墓参りにいくと必ず、タオルで墓石の裏側を背中だと思ってやさしく拭きながらその言葉、表情を思い出しています。

残りの人生、仲良く暮らしますよ朱美。

(久保田直子氏)

こういう場に出るのは、私は泣くので嫌だったんですけども、最初に事件から2年後に裁判がありまして、一審不再理ということで聞いておりましたが、この2日で区切りがつくと信じて97年パリで裁判に参加しましたけれども、まさかの予審差し戻しで、5年ほど待たされまして、更に待たされたということで家族にとっても大変つらい時期でした。この待たされている間に私は34歳で、母は62歳だっ

たと思うのですけれども、同じ時に癌になってしましまして、母は早期胃がんだったのですが、私は2期の肺がんということで、30代としては「えっ」という感じなのですが、今思うとどうやら生存率は30%ぐらいだったのかなと思います。でもとにかく両親よりも先に死ぬわけにはいかないというふうには思いましたし、闘病自体、朱美ちゃんの事件に比べればつらくはなかったです。

犯罪被害者の方は本当に精神的に参ってしまう方が多いんですね。私達のように意外と気が強くやっつけられるような人間でも、どうしても大きな病気にかかってしまうという方が犯罪被害者の会でも多いです。やはり、当時はいつまで待つかわからないままの5年の中で、フランスの司法に対する疑いというものも不信感も生まれていましたし、日本の女の子が死んだことなんかどうでも良いと思っているんじゃないかなと絶望の中におりました。

この頃、日本の犯罪被害者の皆さんは実は裁判から蚊帳の外であり、全く裁判に当時参加できないということを知りまして、大変ショックでした。全国犯罪被害者の会(あすの会)に私たちは参加して、できることがあればと署名等も集めてまいりました。このような状況の中におきまして、まして日本で被害者の救済制度はなかったもので、まして海外での邦人の裁判参加ということは、日本の司法からも当然見捨てられていました。そして同時にフランス司法に対しても見捨てられたのではないかなと思いながら5年間過ごしておりました。

しかし、2回目の裁判に参加して、そうではないとわかりまして、私達もやっと少しずつその時を機に立ち直ることができたかなと思います。

そして、日本においても皆さんのご理解と共感が支えになりまして、本当に世界でも類のない、被害者の手で勝ち取った被害者参加制度が成り立ちました。ほぼ同時期に裁判員

裁判の制度がスタートしましたので、もちろん私は法律家ではないので簡単には言えませんが、根本的に法体系が違いますけれども、フランスで経験した裁判と似た形で日本でも裁判が行われるようになって本当に嬉しく思っています。

国民の目が法廷にあるということ、法廷が開かれるようになりました。国民の目や心や共感があるということは、本当に私もフランスの裁判で励まされました。例えば、犯人や犯人の家族は本当に身勝手な発言をいたします。本当に生きていて、生まれて初めて人をグーで殴りたいと思ったこともあったんですけども、その際も陪審員の皆さんが本当にそれに対して怒りをあらわに、発言はしませんので「ハァー」という感じでしてくれて、本当に私達に心を寄せていただいていることを感じまして、もちろん裁判所で私達が暴力を振るようなことはないわけでした。本当にその時に陪審員の皆様がいたことを心から感謝しておりました。

日本の裁判がさらに良い方向で充実することを、私達は今後期待しています。本当に日本でも凶悪犯罪が増えたというふうな感じがいたします。最近ではリンゼイ・アン・ホーカーさんの事件がとても他人事とは思えないというような思いであります。私たち藤生家では、原告参加でございましたので、今の日本の被害者参加制度より大変確立した強い権利がありました。法廷には原告として必要な当事者でありますから、裁判所から召喚状が送られてきますし、資料の閲覧も自由にできます。旅費交通費や宿泊代は必要な人間に対してということで、裁判所から最低限ですが出ました。

しかし、多分リンゼイさんのご家族がもし日本での裁判に参加したいとお考えになった時には、多分ほとんどが実費になってしまうのではないかと思います。証人として召喚さ

れて、例えばもし旅費が出たとしてもそういう問題ではなく、根本的に権利の弱さがあると思いますので、例えば通訳の話を若干させていただいたのですが、真に裁判に参加する場合には本当に優秀な通訳の方やまた弁護士の方が必要になります。ですから、多分現在だと参加したくても参加できない、参加しても裁判を理解して参加できない状況であるのではないかと思います。

私たちは日本語で話し合える弁護士がおりましたので、そういう意志疎通はできましたので、理解して裁判に参加できました。そのように考えますとまた大変心で支えていただいた時間外とかそういうことも何も関係なく、優秀な通訳の方が私達を支えてくれたのですが、そういうような現状をきちんとホローしたいと考えると、もし本当に通訳料や弁護士の先生方も多分日本より安いと思いますが、莫大な負担というものがあると思います。

日本の被害者権利が充実して行って、そして本当にマイノリティなのですが、私達のような数少ないとは思いますが、海外での邦人の裁判参加であったり、また外国の方が日本での裁判に参加されることについても、今後皆様に見直しをして考えていただける機会になったらいいなと思って、本日お話をさせていただく機会を得たことを嬉しく思っております。

本当に藤生家は結局絵に描いた餅で、賠償額を何も手に入れておりませんので、もしそれがあれば父は些少なりとも通訳の基金にしたいという思いもあったようですが、現在ではそれも叶わない状況でございます。ですので、どうぞ裁判に対するご関心や被害者の現状に対しても今後も皆様にご理解や協議、応援をよろしくお願ひしたいと思っております。

本日は泣いたり、色々聞きづらい点もあったかと思いますが、最後までお聞きいただきありがとうございます。

～各地で広報啓発活動をしました～

10/31
チャリティーコンサート
イン伊豆



11/21
警察音楽隊ロビー
コンサート



11/25
JR静岡駅構内
初日街頭広報



11/28
チャリティーバザー



12/12
静岡市暴力・飲酒運転追放、
防犯まちづくり市民大会



12/20
伊豆の国市交通安全
市民大会



県内各地で、広報啓発活動・募金活動(募金収入311,390円)をさせていただきました。今後も積極的に活動を実施し、被害者支援の輪を広げていきたいと思ひます。

各会場において浄財をお寄せいただきました方々を始め、関係者の皆様方に心から感謝申し上げます。

支援センターの運営を支えてくださる皆様

～こころより感謝申し上げます～

平成21年9月1日～平成21年12月31日 (アイウエオ順)

浅賀 由幸	新居警察署管内職場防犯管理協会	新居地区防犯協会
井口 登	岩崎 明司	大下 専一
大庭 茂利	大仁警察署管内建設業者防犯協会	大仁警察署管内防犯協会
大仁警察署少年警察ボランティア連絡会	大仁地区安全運転管理協会	小國神社
河合 竜司	菊地 英明	桑原 勝義
御殿場警察署	後藤 榮	酒井 秀人
澤木 久雄	静岡県警察友の会大仁支部	静岡県警察官友の会三島支部
静岡県警察官友の会森支部	静岡県公営競技連絡協議会	静岡県交通安全協会大仁地区支部
静岡県交通安全協会大仁地区支部中伊豆分会	静岡県交通安全協会天竜地区支部	静岡県中部質屋協同組合
静岡市遊技業組合	静岡中央警察署犯罪被害者支援連絡協議会	静岡中央地区安全運転管理協会
静岡リビング新聞社	渋谷 一男	島田警察署
島元 正彦	清水警察署	杉山 一統
鈴木 通代	大和工業株式会社	中部機電サービス(株)
天竜地区安全運転管理協会	浜松中央警察署	原木 英三
富士岳南ライオンズクラブ	富士警察署	富士宮地区防犯協会
牧之原警察署	松本 喜代子	三島警友会
三島地区保護司会	望月 威男	森警察署
有限会社宝くじの鈴木商店	渡辺 寛	匿名3件

《賛助会員・寄付のお願い》

静岡犯罪被害者支援センターの活動は、皆様の寄付金等で支えられています。当支援センターの主な活動として、電話相談、直接的支援、支援員の養成・研修、広報啓発活動等を行っています。被害者支援活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援ご協力をお願いいたします。

賛助
会費

法人・団体
個人

1口
1口

10,000円以上
2,000円以上

賛助会員の方々には、広報誌「支援センターだより」などをお送りしています。また、被害者支援講演会等のイベントを開催する際には事前にお知らせいたします。

【振込口座】 郵便振替：口座番号 00870-7-50944

【加入者名】 静岡犯罪被害者支援センター

「募金箱」設置のお願い

募金箱の設置をしていただける施設や企業にお願いをしているところです。ご協力いただける場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。

詳細は事務局まで
お問い合わせ下さい



「自動販売機」設置のお願い

ジュースの売上金の一部が静岡犯罪被害者支援センターへ寄付されます。

自動販売機を新たに設置、または変更していただける場合は、事務局までご連絡ください。

詳細につきましては、ドリンクメーカーがご説明に伺います。

☎054-209-5555 (事務局)



ホームページアドレス

<http://www.shizuoka-hhsc.jp/>

後援

静岡県警察本部
静岡県被害者支援連絡協議会

発行 NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター
〒420-0839

静岡市葵区鷹匠3丁目7番21号

発行責任者 専務理事兼事務局長 佐々木 宏

発行月 平成22年2月